# 第13章 政府調達

### 1. ルールの概観

#### (1) 政府調達の経済的視点及び意義

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入又はリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する(政府調達協定第1条第2項)。

政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めていると言われている。従って、政府調達における内外差別的な措置が、自由なモノ・サービスの流れに及ぼす歪曲効果は看過できず、また、近年における経済活動のソフト化、サービス化の進展も勘案すると、その世界経済に及ぼす影響は大きい。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたもののほか、特に開発途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。そのような内外差別的な調達は、当該産業政策の目標達成のために短期的には一定の貢献をすることになる反面、外国からの入札を含む十分な競争環境の創出が恣意的に妨げられることで、調達サイドにとって最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、ひいては、政府予算の最大限の活用を阻害することとなる。他方、入札サイドにとっては、外国企業の市場参入の機会が制限されるのはもちろんのこと、自国産業に対しては過度の保護を行うこととなる結果、被保護産業の自主的な経営努力

や製品開発努力等の意欲を損ない、当該産業の弱体化に繋がることにもなりうる。更には、市場規模が大きい政府調達とリンクする形で国内産業の保護・育成が行われれば、補助金の規律の意義が損なわれ、自由貿易体制における少なからぬ撹乱要因となりうる。

このように政府調達における国内産品優遇政策は、特に調達市場の規模が大きい先進国において、 国際貿易のみならず、自国経済へも相当程度の悪 影響を及ぼす可能性がある。

#### (2) ルールの背景

前述のとおり、政府調達については、従来から 各国とも国家安全保障、国内産業育成等の理由に 基づき国内産品を優遇する政策を採用してきてお り、GATTもこのような現実を踏まえて、その発 足時から政府調達を内国民待遇の適用除外として きた(GATT第3条第8項)。

主要な国内産品優遇制度としては、①入札に外国 企業を参加させない方法、②国内産品を一定割合 使用する者に対して入札価格に競争上の優遇を与 える方法、③応札者に対して国内産業の振興を図 る観点からの様々な条件を課す方法等が見られる。

しかしながら、政府調達の取引額の大きさから 見て、国際貿易に及ぼす影響を無視することはで きないとの認識がGATTの主要締約国間に広がっ たため、ケネディ・ラウンド以降は政府調達にお ける国内産品優遇が主要な非関税障壁の1つとして取り上げられ、その解決策について議論が続けられた。その結果、1979年に東京ラウンドにおいて内国民待遇及び無差別待遇並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を規定する「政府調達に関する協定」(以下「旧政府調達協定」と言う)が先進国間で複数国間協定として成立した。

その後、1983年から協定条文の見直し及び適用 範囲の拡大を目的として同協定の改訂交渉が開始 され、1993年12月、ウルグアイ・ラウンドと同時 に新しい「政府調達に関する協定」(以下「新政 府調達協定」と言う)につき基本合意に達し、こ の新政府調達協定は、1994年4月のマラケシュ会 合における協定参加国の署名を経て、1996年1月1 日に発効したが、協定参加国は先進国中心で、少 数にとどまっている。

#### (3) 法的規律の概要

旧政府調達協定には、サービスが原則として除かれ、産品の調達に適用範囲が限られること、主として中央政府機関による調達にしか適用されないといった制約も存在していた。

このような状況の下、経済活動のソフト化、サービス化の進展によって適用分野が産品に限定されていることに伴う問題が強く認識されるようになるとともに、より一層の適用範囲・対象機関の拡大が求められたことから、ウルグアイ・ラウンドと並行して、政府調達協定改訂交渉が進められ、適用範囲のサービス調達への拡大及び対象機関の地方政府・政府関係機関への拡大等をその内容とする新政府調達協定が作られた。

新政府調達協定はWTO協定加盟における一括 受諾の対象ではなく、現在の協定加盟国は先進国 を中心とした13の国・地域にとどまっている(カ ナダ、香港、EU(EUの拡大に伴い、1995年1月 にはオーストリア・フィンランド・スウェーデン の3か国が、2004年5月にはポーランド、チェコ、 スロバキア、ハンガリー等10か国が、2007年1月 にはルーマニア、ブルガリアがEU協定附属書に 取り込まれた)、韓国、イスラエル、日本、リヒ テンシュタイン、ノルウェー、オランダ領アルバ、 シンガポール、スイス、米国、アイスランド。)。

2007年12月には中国が加盟申請を提出するなど、現在、9カ国・地域が加盟交渉を行っているが、このうち台湾については、2008年12月の政府調達委員会において適用範囲・対象機関を定めた附属書について合意がなされている。

今後、先進国の積極的な参加はもとより、開発 途上国も含めた広範な参加が望まれる。

#### ①協定の適用除外の解消

各国についての協定の具体的適用範囲、対象機 関については、附属書において定められており、 主要国のコミットメントの概要は(図表13-1) のとおりであるが、地方政府機関及び政府関係機 関・公共事業体に関しては、交渉が難航した結果、 相互主義的な除外規定が各国の付表の中で付され ている。例えば、米国は当初、EU等に対して、 米国のオファーに見合うオファーがなされない限 り、地方政府及び政府関係機関の調達に対して新 政府調達協定を適用しないとし、また、EUも米 国等に対し同様の留保を行うことを表明した。そ の後、米国・EUは、1994年4月13日、協定の適 用範囲・対象機関の拡大につき合意に達した。こ の合意により、米国・EU間の協定の不適用があ る程度撤回されることとなり、協定附属書に所要 の修正が施された。また、米国と日本との間にお いても、当初、付表において地方政府機関及び政 府関係機関について協定不適用がそれぞれ規定さ れていたが、日米間で1996年2月、かなりの部分 について相互不適用を解消する旨の合意がなされ たことを受け、附属書に所要の修正が施された (しかしながら、例えば、米国は、日本の電源開 発が政府調達協定の適用対象機関ではないことを 不満としてTVAについては日本との関係では政 府調達協定の適用を除外している)。米国・ノル ウェー間においても1996年7月に、米国・スイス 間においても1997年5月に、特定分野についての 相互の協定不適用の解消が合意されている。このように、交渉を通じて主要国間の部分的不適用状態は徐々に解消されたものの、新政府調達協定の部分的不適用は、同協定に規定されている無差別

待遇原則の例外をなすものであり、今後も引き続き、関係国間で調整が行われ、地方政府及び政府 関係機関に係る不適用ができる限り解消されることが望まれる。

< 図表13-1> 主要国のコミットメントの概要 対象機関

	日本	米 国	ΕU	カナダ	韓国
中央政府機関	すべての中央政 府機関(立法・司 法機関を含む)	すべての中央行 政府機関	すべての中央政 府機関(EU理 事会・委員会を 含む)	すべての中央行 政府機関(一部 司法機関を含む が、立法機関は 含まない)	ほぼすべての中 央行政機関
地方政府 機関	47都道府県及び 12政令指定都市	37州	すべての地方政 府機関(市町村 レベルを含む)	なし	ソウル特別市等 15地方政府機関
政府関係機関	特殊法人、独立 行政法人等の計 131機関	TVA、エネルギ ー省傘下の機関、 セント・ローレ ンス航路開発公 社等の計11機関	上水道、電力近 郊輸送、港湾及 び空港分野の機 関	9つの連邦政府 関係企業 (Crown Corporation)	韓国産業銀行等 18機関

- (注1)米国と日本との間では、1996年2月の合意により、当初定められていた地方政府機関・政府関係機関の協 定不適用についてかなりの部分を削除した。
- (注2) カナダは、地方政府機関及び地方政府関係機関のオファーを提示しておらず、地方政府機関、政府関係機関についてEU、米国、日本との間で不適用となっている。

基準額 (単位:万SDR)

		日 本	米 国	ΕU	カナダ	韓国
①産 品	中央政府機関	13	13	13	13	13
	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20
	政府関係機関	13	18.2 (40)	40	35.5	45
②サービス(建設・	中央政府機関	13	13	13	13	13
エンジニアリング・	地方政府機関	20	35.5	20	35.5	20
サービスを除く)	政府関係機関	13	18.2 (40)	40	35.5	45
③建設サービス	中央政府機関	450	500	500	500	500
	地方政府機関	1,500	500	500	500	1,500
	政府関係機関	1,500 (450)	500	500	500	1,500
④建設・エンジ	中央政府機関	45	13	13	13	13
ニアリング・	地方政府機関	150	35.5	20	35.5	20
サービス	政府関係機関	45	18.2 (40)	40	35.5	45

- (注1) 米国は、1994年4月のEUとの合意により、TVA、エネルギー省傘下の5機関及びセント・ローレンス航路開発公社の計7機関に係る基準額を、建設サービスを除き当初オファーの40万SDRから18.2万SDRに引き下げたが、追加オファーしたニューヨーク及びニュージャージー港湾局、ボルチモア港、ニューヨーク電力局については40万SDRを維持。
- (注2) 我が国は、政府調達協定に定められている基準額以下の調達についても、中央政府及び政府関係機関においては、自主的な措置として10万SDR以上の産品・サービスの調達に関して内外無差別・透明性確保等を定めている。
- (注3) 我が国は、独立行政法人のオファーについて、建設サービスに係る基準額について450万SDRとし、また、付表3注釈3(市場競争下の日常の営利活動に係る調達の適用除外)について適用しないこととしている。
- (注4) 1万SDRは約1万5千ドル(約175万円)。
- (注5) 「④建設・エンジニアリング・サービス」とは、「③建設サービス」に関連するサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを意味する。

#### ②現行協定の概要

改訂交渉においては、適用範囲の拡大だけでなく、9条からなる旧政府調達協定を24条に細分化して規律の強化を図るなど、条文の改善・見直しも行われた。新政府調達協定は、旧政府調達協定で規定されていた内国民待遇原則及び無差別待遇原則並びにこれらを確保するための公平・透明な調達手続等を基本的に引き継ぐとともに、以下のような点でその内容の充実・強化を図っている。

### (a) 適用範囲のサービス調達への拡大及び対象 機関の地方政府・政府関係機関への拡大

各国が対象とする具体的なサービス及び機関は 協定の附属書に掲げられている。

#### (b) 苦情申立手続

政府機関の調達手続に協定違反があったと考える業者が、苦情を申立てることが可能となるような制度を整備することが義務づけられた。提起された苦情は、裁判所又は調達の結果に何ら利害関係を有しない公正かつ独立した機関によって審査され、協定違反の是正、損害賠償等が行われることとなる。

なお、日本においては内閣府に政府調達苦情検討委員会を設置してこれらの苦情処理を行っており、1996年以降、7件の申立てを処理している。2008年12月には、はじめて苦情申立人の主張を認めて調達機関による違反を認定し、調達機関に対して入札の再審査又は再入札を行うことを提案するなど、内外無差別の原則の下、政府調達制度の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図っている。

#### (c) 紛争解決手続

新政府調達協定に関する紛争については、原則として紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) が適用されることが新たに規定された。 DSUと異なる点としては、「調達」が迅速性を求められる手続であることに鑑み、通常のDSUに 規定されているパネルの審理期間を可能な限り短

縮するという努力規定が設けられた点やクロス・リタリエーションが適用されないといった点(新政府調達協定に係る紛争においては、他の分野(サービス、TRIPS等)の協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動が認められず、逆に他の分野の協定に係る紛争においても、新政府調達協定上の譲許又は義務の停止を内容とする対抗措置の発動は認められない)が挙げられる。

### (d) 地方政府・政府関係機関に対する協定上の 義務の軽減

協定の対象となる地方政府・政府関係機関の負担を軽減するため、これらの機関については、簡素化された入札参加招請手続を利用することができるほか、統計報告義務が中央政府機関に比べ軽減されている。

#### (e) 民営化

民営化に伴って対象機関を附属書から除外する 場合の手続が規定された。具体的には、政府調達 委員会に民営化による除外が通報されたときに、 他の協定加盟国から異議がなければ除外がそのま ま認められ、異議があった場合は(c)の紛争解決 手続によって解決を図ることができる旨規定され ており、附属書の修正に伴う補償的な措置、即ち 除外された機関に見合う新たなオファーが必ずし も義務づけられないこととされた。しかし、協定 上「民営化」の定義が定まっていないこと等から、 現実には、民営化した法人であるにもかかわらず、 各国の異議申立てによって協定の対象から除外す ることができないという不都合が生じている(例 えば、我が国の東日本旅客鉄道株式会社(JR東 日本)や西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本) は、政府の保有株式がすべて売却され、その資本 はすべて民間の保有になったが、EUは両社を政 府調達協定の適用対象から除外することについて 異議を撤回していない)。このため、現在行われ ている協定の見直し交渉において、協定対象機関 からの削除にあたっての「民営化」基準について

第 13 章

議論が行われている(議論の詳細については、下記2.最近の動向で詳述する)。

#### (f) オフセット

旧政府調達協定では必ずしも禁止されていなかった政府調達に関するオフセット (契約締結の見返りとして、ローカルコンテント、技術移転、投資、カウンター・トレード等を要求すること) が、原則として禁止されることとなった。

#### ③協定の適用範囲の拡大

GATT第3条第8項(a)(内国民待遇)において、一部の限られたケースを除き「政府調達」全体が対象外となっている(注)一方、新政府調達協定は、旧政府調達協定に比べ、その適用範囲、対象機関が大きく広がった(上記②(a)参照)。しかしながら、すべての「政府調達」をカバーしているわけではなく、更には、前述のように各国間で相互主義に基づく適用除外も設けられていること、また、EUのように協定対象機関の個別具体的な名称を附属書に記載せず、適用対象が必ずしも明確ではない加盟国があることなどから、GATTの規律及

び新政府調達協定の規律のいずれもが適用されない分野が依然として存在している(政府調達協定の基準額未満の調達、同協定が適用されない地方政府・政府関係機関による調達等)。今後、このようなGATT・WTOの規律の及ばない政府調達分野を合理的な範囲で縮小させていくべきであろう。

(注) もっとも、GATT第17条第2項後段は、政府が直接又は最終的に消費するための産品の輸入に関し、無差別待遇原則(non-discrimination treatment)の適用の例外となるものの、「他の締約国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇(fair and equitable treatment)を許与しなければならない」旨規定しており、政府調達協定が適用されない政府調達に関しても、「公正かつ衡平な待遇」が義務づけられていると考えられる。

この規定は、米国の提案に基づくものであるが、政府調達に関しては無差別待遇原則をそのまま適用することはできないため、「公正かつ 衡平な待遇」という用語を用いたものであると説明されている。

# 2. 最近の動向

#### ①政府調達協定の見直し

新政府調達協定では、協定発効から3年以内に新たな交渉を行うことが同協定第24条7項(b)に規定されており、1997年から政府調達委員会において、作業がなされている。見直しの内容としては、i)協定の改善・手続の簡素化(適当な場合には情報に係る技術の導入を含む)、ii)開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii)協定の適用範囲(調達機関等)の拡大が対象となっている。これら3つの項目については、同時並行的に作業が進められている。

i) については、1999年12月の第3回WTO閣僚 会議までに作業を完了させることを目標に、1998 年6月に作業計画案が策定され、政府調達委員会で検討が行われたが、各内容について合意には至らなかった。その後、2002年2月の政府調達委員会において、新ラウンドに合わせて2005年1月1日までに交渉を終了させるための作業計画等が了解され、結局期限までには合意に至らなかったものの、2006年に集中的な作業が行われた結果、2006年12月に改正条文テキスト案に関する暫定的合意が成立した。

また、ii) 及びiii) については現在一体的に検 討が進められており、2004年7月、加盟国は、 2006年1月までに交渉を完了させることを目標と

したモダリティ(交渉の枠組み)について合意し た。このモダリティは、加盟国が2004年11月末ま でに他の加盟国に対して協定適用範囲の拡大に係 るリクエストを行うとともに、2005年5月1日ま でに自国の適用範囲拡大に係る初期オファーを行 い、その後リクエスト・オファーに基づいた二国 間交渉を開始することとしていた。2004年12月以 降、これまでに、香港及びリヒテンシュタインを 除く11か国・地域が初期オファーを提出し、その うち、我が国をはじめ、米国、EU、ノルウェー、 韓国、スイスの6か国・地域が改訂オファーを提 出している。また、日本、米国、EU、カナダ、 ノルウェー、香港、シンガポール、韓国、スイス の 9 か国・地域が初期リクエストを提出してお り、2006年2月から二国間交渉が開始されている。 i) のテキスト改正交渉と、ii) 及びiii) の市 場アクセス交渉は一括して終結することが2006年 12月に合意されているが、2008年12月までの交渉 の結果、テキスト改正交渉では、新協定の発効形 式や、民営化された機関を付表から削除する際の 手続・基準等について議論が継続されており、ま た、市場アクセス交渉においても、初期オファー 及び改訂オファーの未提出国があり各国の付表に ある適用除外規定に関する議論等が継続されてい ることから、2009年も引き続き交渉を行うことと

#### ②政府調達の透明性に係る合意策定に向けた動き

新政府調達協定の規律の内容は高度であり、手続的にもある程度の行政負担が課せられることから、開発途上国等は加盟を躊躇する傾向にあり、新政府調達協定の加盟国は一部先進国に限られている。このように加盟国の拡大は重要な課題として意識されつつも、現実問題として、短期的な加盟国の大幅拡大は望みがたい状況にある。他方、政府調達の世界経済に占める重要性に照らし、できる限り広範なWTO加盟国の政府調達に適切な規律を及ぼすことが望まれる。特に、各国の政府調達手続の透明性の確保は、調達機会の確保、更

には、内国民待遇等の諸規律を及ぼす上での大前 提となるものであり、また、新政府調達協定のよ うな高度な内容を規定せず、調達手続の透明性の 確保にとどまる程度の合意であれば、開発途上国 も含めた広い参加が期待できる。

そこで、1996年12月、新政府調達協定の加盟国拡大を長期的な課題として位置づけつつ、並行的に、開発途上国を含むすべてのWTO加盟国が参加する政府調達の透明性の確保に関する新たな合意を策定することが提案され、シンガポール閣僚会議において、その策定を検討するための作業部会の設立が決定された。

1997年に入って、同部会において政府調達の透明性に含まれるべき要素の検討から作業が開始され、新たな合意の策定に向け、議論が継続された。特に、1999年12月にシアトルで開催された第3回閣僚会議をひとつの目標として検討が行われてきたが、同閣僚会議では特段の合意に至ることなく終了したことから、その取り扱いについては、その後、更に検討がなされた。

それまで、新たな規律策定に対する開発途上国 の慎重な姿勢が目立っていたが、その後の議論を 経て、一部の開発途上国にも係る合意の必要性に つき理解が生まれ、2001年11月にドーハで開催さ れた第4回閣僚会議における閣僚宣言では、開発 途上国に対するキャパシティ・ビルディングの必 要性を考慮しつつ、政府調達の透明性に関する多 国間合意に向けた交渉の態様について検討を開始 することが合意されたが、2003年9月のカンクン 閣僚会議においては交渉の様態について合意でき なかった。その後はほとんど進展が見られないま ま、2004年7月の一般理事会で合意されたラウン ド交渉枠組みにおいて、今次ラウンド中は、 WTOの中での交渉は行わず、作業部会において 引き続き検討を進める方針が確認された。なお、 2003年以降、本件に関する作業部会は開催されて いない。

されている。

## 3. 主要ケース

現在も、幾つかの新政府調達協定加盟国においては、内外差別的であって協定の趣旨からは好ましくないと思われるケースが散見されている。これらのケースには、同協定の適用範囲外である可能性が高いものも含まれるが、以下ではその主要なケースを取り上げる。

# (1) 米国─マサチューセッツ州ミャンマー制裁法(DS88(95))

1996年6月、マサチューセッツ州はミャンマー 関連の商取引を行う企業との州契約を規制する州 法を制定した。同州法は、州機関の調達において、 ①ミャンマーに主たる事業拠点・本社等を有して いる企業又はミャンマーで商活動、子会社保有等 を行っている企業、②ミャンマー政府に融資等を 行っている企業、③ミャンマー政府が主として取 引をコントロールしている宝石・木材・石油・ガ ス及びその関連製品の輸入及び販売の促進に関わ っている企業、④ミャンマー政府に対して何らか の産品及びサービスを提供している企業からの調 達を制限する内容となっている。具体的には、上 記要件を満たす企業リスト (Restricted purchase list)を作成し、当該リストに掲げられる企業は 原則として入札が認められないこととされ、認め られる場合にも当該リストに掲載されていない企 業に比較して、入札に関し不利益な条件が課され ることがあるものとされている。なお、当該リス トに掲載されている企業は、約350社であり、そ のうち日系企業は、約50社である。

マサチューセッツ州は、米国が新政府調達協定 でコミットしている地方政府機関37州の中に含ま れ、新政府調達協定の規律に服することとなる。同 州法は、供給者の資格審査を定める同協定第8条、 又は落札の基準を定める第13条第4項等に違反す る可能性がある。更に、同州法に基づいて、当該 リストに掲載されている企業をそれ以外の企業と 差別しており、内国民待遇原則及び無差別原則を 定める第3条第1項との整合性が問題となりうる。

我が国は、本件州法の新政府調達協定との整合性に関し、米国に対して繰り返し懸念を伝える一方、1997年3月には、協定上の情報請求を行った。その後も、同州法の協定整合化及び情報請求に対する早期回答を再三求めてきたが、そのいずれに関しても、米国政府の誠実な対応が認められなかった。本件に関しては、EUも我が国と同様の懸念を有しており、EU及び日本が1997年6月、7月に相次いで米国に対して協議要請を行い、1997年中に3回の協議をEUとの共催という形で実施した。

その後、米国の国内事情、マサチューセッツ州議会日程等に配慮し、しばらくの間、米国の前向きな対応を見守っていたものの、事態の実質的な進展が図られなかったため、1998年9月にEUと共同歩調により、米国に対してパネル設置要請を行い、10月にはパネルの設置が決定した。しかしながら、その後、米国内での合衆国憲法との整合性についての国内裁判手続の中(後述)で、マサチューセッツ州法は、効力停止の状態とされたことから、我が国は、1999年2月にEUとともにパネルの検討の停止の手続をとったところ、本件パネルは、紛争解決了解(DSU)第12条第12項の規定が、12か月を超えてパネルが停止された際にはパネル設置の根拠を失う旨を定めていることから、2000年2月11日に消滅した。

一方、WTOにおけるパネル手続と併行して、 米の民間団体である「全米外国貿易委員会 (NFTC)」が、本件州法が合衆国憲法に抵触(憲 法が定める連邦の外交特権と外国貿易権限を侵害) するとして1998年4月に連邦地裁に対し提訴を行った。これを受けて、1998年11月に連邦地裁は、 本件州法の違憲判決を下し、本件州法を無効とした。マサチューセッツ州は、本判決について控訴 するとともに、無効の差し止めを求めていたが、 1999年6月に連邦控訴裁判所は、地裁判決を支持する旨の判決を下した。これに対して、マサチューセッツ州は、連邦最高裁判所に上告した結果、2000年6月に、第1審・第2審を支持する形でマサチューセッツ州法を違憲とする判決が下された。

現在、マサチューセッツ州以外にも、米国内の複数の地方自治体(カリフォルニア州アラメダ郡ほか21市)において、類似の制裁措置等が制定されており、そのうちの多数の措置に、対象国と取引関係を有する企業からの政府調達を制限する類型が見受けられる。そのような状況において、上述の連邦最高裁判所における違憲判決は、個々の州の通商関連立法に伴い民間企業が直面する参入障壁の除去につながる意味で評価できる。また、対外関係に関し連邦法が専占する領域にかかわる州法は違憲であるとした判断は、将来の州立法に対する抑止力になりうると評価できよう。

#### (2) 米国—国家安全保障例外

新政府調達協定第23条は、加盟国が「国家安全保障」のために必要な措置をとることを妨げないとしており、各国が「国家安全保障」を理由として他国企業の応札を拒絶することを許容している(旧政府調達協定も全く同じ内容の規定を置いていた)。しかしながら、同協定には、具体的にどのようなケースにおいてこうした例外規定の適用が許容されるのかという点について明確な基準が設けられていない。

こうした中、米国の国内法令には、主として、 ①米国の国家安全保障を危険にさらさないため、 機密情報へのアクセスを許可されていない人に機 関のニーズを開示してはならないという考え方 や、②緊急時において外国産品に依存することが ないように、米国の産業動員基盤を保護するため、 国内企業から産品を調達しなければならないとの 考え方に基づき、「国家安全保障」をオープンな 競争手続からの例外理由として掲げた規定が一般 的に見られる。これらの規定については、上記協 定上の安全保障例外に該当するか否か、個別に注 視していく必要がある。

# (a) 連邦調達規則 (FAR: Federal Acquisition Regulations)

FARは、米国の政府調達に関する一般的な調達原則を定めたもので、入札招請から契約に至る完全かつオープンな競争手続を規定している(但し、バイ・アメリカン法の適用は妨げられない)が、「国家非常事態における製品・サービスの供給源維持及び産業動員基盤確保のために特定の供給源と契約しなければならない場合」や、「供給源の数を制限しない限り、機関がそのニーズを開示することによって国家安全保障が脅かされる場合」は、そのような競争手続に従わなくてよいとしている。

# (b) 国防省調達規則 (DFARS: Department of Defense FAR Supplement)

DFARSは、FARの補足事項を定めたものであるが、「国家安全保障プログラム下のいかなる国防省の契約も、当該契約を実行するために制限情報にアクセスする必要がある場合には、外国政府がコントロールしている機関の所有企業には付与されない」として外国企業を排除する規定を設けている。

# (c) クリンガー=コーエン法(The Information Technology Management Reform Act of 1996)

本法は、ブルックス法(The Brook Automatic Data Processing Act)を廃止し、1996年2月2日に発効したものであり、米国政府機関によるコンピュータ、通信機器関連の製品及びサービスの効率的な調達を目的としており、これらの調達に関するすべての権限を行政管理予算局(Office of Management and Budget)等の行政機関に付与する旨規定しているが、ブルックス法と同様、「国家安全保障」にかかわる国防省やCIAによる調達については、本法の規定が適用されないとさ

れている。

これら「国家安全保障」例外規定を適用するか 否かの判断は、各機関の調達責任担当官に委ねら れているが、その適用が新政府調達協定に整合す るものかどうかを確認することは難しい。

「国家安全保障」例外規定の恣意的な適用により 米国政府調達市場への外国企業の参入が不当に制 限されるおそれがある。同規定の概念を明確化し、 統一的な運用を確保していくことが必要である。

また、米国エネルギー省やNASA、国防省等が所管している研究開発施設等の運営や維持を民間企業や大学に委託する際にM&O型契約(Management and Operating Contracts)が締結されるが、このような研究開発施設等は、核兵器開発計画に端を発したものであり、「国家安全保障」の例外が適用されるとの理由から、一部の例を除き、M&O型契約はFARの下で要求される完全かつオープンな競争手続に従っていない。

現在、これらの研究開発施設等の多くは商用技術や軍事・民生両用技術の開発にかかわる方向に変化してきているが、米国は依然M&O型契約を競争手続の下に置く動きを見せていない(新政府調達協定においても、米国は、M&O型契約を対象サービスから除外している)。これは、米国産業の競争力を改善する手段として「国家安全保障」を理由に制限された競争を正当化しようとするものと考えられ、「国家安全保障」を「国家経済安全保障」に拡大していこうとするものであり、内外無差別を基本原則とする新政府調達協定の精神に反するものである。

# (3) EU─公共4分野の調達に関するEU 指令

1990年9月に発効した「水道、エネルギー、運輸、通信の4分野における公共事業機関の調達手続に関するEU指令」には、第三国に対して、EU統合による一方的利益を与えないため、①ローカルコンテント条項(域外産品比率が50%を超える

入札を拒否可能とする)、②域内産品優先条項 (域内入札者のオファー価格が域外入札価格より 3%以内の範囲で高くても域内入札を優先する) 等の差別的な条項が含まれている。同規定は、公 共調達分野においてEUと同分野の調達の開放が 確保されていない国には相互主義の考え方に基づ いて適用されることとされている。

米国は、この点について、1992年2月に、政府調達制裁条項(タイトルVII)に基づき、EUを「米国に対し差別的な調達慣行を維持する国」と認定し、EUと協議を行ってきたが、本指令が1993年1月1日に加盟国の実施(国内関係法令の整備)期限を迎えたことを受けて、同年2月1日、EUに対し、米国連邦政府によるEUからの政府調達のうち、政府調達協定の対象外の調達(但し、国防関連等の調達は本件措置の対象から除外)を禁止する旨の制裁措置を同年3月22日に発動するとの発表を行った。その後、制裁発動は延期され、米・EU交渉が継続された結果、同年4月21日に至り、重電分野(エネルギー分野)に関して米・EU間で合意が成立し、米国は同分野を制裁対象から外す旨を発表した。

しかし、同合意によるEU側の改善が部分的な ものにとどまったため、米国は、同年5月23日か ら年間約2,000万ドル規模の対EU制裁措置を発動 した。これに対して、EUも、同年6月8日の理 事会において、年間約1.500万ドル規模の対米制 裁措置を決定している。1994年4月13日に米・ EU合意がなされたが、電気通信の調達について は合意に達しなかったため、米国はEUに対する 制裁措置を継続する旨表明し、1995年4月末に行 われた米国のタイトルⅧによるレビューにおい て、制裁措置の継続及び新EU加盟国であるオー ストリア、フィンランド及びスウェーデンの3か 国への適用を発表した。これに対し、EU側も 1995年6月中旬に米国の制裁措置に対する対抗措 置の継続を決定している。その後、EUは米国に 対し、EUの電気通信部門の自由化や政府調達に 関する新指令の適用から電気通信部門を除外する ことにより、既存の制裁措置を相互に廃止することを提案し、更に2002年1月には、EU委員会が米国のタイトルVIIへの制裁措置を廃止する規則案を採択した。米国が政府調達制裁条項を2006年3月から廃止することを決定したことを受け、2006年2月、EUは規則案を正式に採択し、2006年3月から発効した。

EUは、旧政府調達協定上、上記の公共市場 4 分野をその対象としていなかったため、上記EU 指令の存在は同協定との整合性を直ちに欠くもの ではなかった。しかし、新政府調達協定の下にお いては、EUは、電気通信を除く3分野をオファ ーしており、その範囲では内外差別的な調達が是 正される必要がある。この点、新政府調達協定の 実施に伴い、EUは、一定分野の政府調達につい ては、日本、韓国、米国等の原産品には、同指令 を適用しない旨の指令を新しく制定している。し かし、協定の適用を除外しているもの、例えば我 が国との関係においては電力及び近郊輸送の分野 の調達に関しては、引き続き差別的な条項を含む 同指令が適用されている。制度そのものが内外差 別を行うものであることから、今後、EUが係る 内外差別的な制度を自主的に撤廃していくことが 期待される。

## (4) カナダ―国内貿易協定における政府 調達関連規定

カナダ各州は、米国のそれと同様に、様々なカナダ産品・自州産品優遇政策を維持していた。例えば、ある一定の水準(例えば3~15%等)までの価格差であればカナダ産品を優先的に調達する等がそれである。これに対し、1995年6月1日に連邦政府は、全10州(2003年には3準州も参加)との間で国内貿易協定(AIT:Agreement on Internal Trade)を締結した。同協定は政府調達分野における他州産品及び他州の供給者との差別の禁止を規定。これにより他州産品、他州の供給者との関係では州政府が価格優遇政策や差別的な技術仕様を設けることはできなくなったが、外国

系企業、外国産品には同協定は適用されず、依然 として差別的な取扱が維持され得る。また、同協 定は、各州が特定のサービスや調達機関を協定の 適用から除外することも例外的に認めている。 1999年7月に、新たな協定が調印され、これまで 例外扱いを受けてきた地方公共団体、教育委員会 その他の公共の資金による学術、保険、サービス の組織による調達の一部についても、原則的に、 調達過程において無差別、透明性、公正な調達手 続等が義務づけられることとなったが、依然とし て価格の差が10%以内の場合は国内供給者を優遇 できるとしている点や、カナダ国内に十分な競争 があるとみなされる場合又はその品質によりカナ ダ製品が認められると判断される場合は入札の対 象をカナダ供給者に限定できる点で例外が認めら れている。

また、産業省は2004年12月、連邦政府及び州・ 準州政府が、政府調達の対象分野に政府系機関 (the Crown Corporations、各政府において当該法 律に基づき設立された法人)を含めることで合意 したと発表した。この合意の下、カナダ国内の法 人であれば、連邦及び各州政府系機関の入札に参 加できることになり、州政府系の機関は2005年1 月から、連邦政府系の機関は2005年4月から入札 が開放されたが、カナダに法人を有する外国企業 には入札機会を与えられたものの、国内に法人を 持たない外国企業は参加対象に含まれていない。

新政府調達協定については、当初、カナダ政府 は、全州政府を対象とすべく国内調整を行い、マ ラケシュでの協定署名後18か月以内に地方政府機 関及び地方政府関係機関に関する最終オファーを 提示する意向を表明していたが、結局、州政府の 同意が得られず、地方政府機関及び地方政府関係 機関についてのオファーがないまま、協定発効に 至っている。政府調達分野の自由化を一層推進す るために、今後、可能な限り多くの地方政府機関 及び地方政府関係機関の早期オファーを実施する とともに、上記内外差別的な制度の迅速な是正が 期待される。